

# 調査の概要及び利用上の注意

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計（指定統計第 23 号）として、全国の卸売業及び小売業の事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

### (2) 根拠法規

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及び商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）

### (3) 調査の期日

平成 16 年 6 月 1 日現在

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。今回は第 2 回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施された。

これまでの調査年次、調査期日及び種別は次のとおり。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和 27 年	9 月 1 日	①	昭和 45 年	6 月 1 日	①	平成元年	10 月 1 日	③
昭和 29 年	9 月 1 日	①	昭和 47 年	5 月 1 日	①	平成 3 年	7 月 1 日	②
昭和 31 年	7 月 1 日	①	昭和 49 年	5 月 1 日	①	平成 4 年	10 月 1 日	③
昭和 33 年	7 月 1 日	①	昭和 51 年	5 月 1 日	①	平成 6 年	7 月 1 日	②
昭和 35 年	6 月 1 日	①	昭和 54 年	6 月 1 日	①	平成 9 年	6 月 1 日	②
昭和 37 年	7 月 1 日	①	昭和 57 年	6 月 1 日	①	平成 11 年	7 月 1 日	②
昭和 39 年	7 月 1 日	①	昭和 60 年	5 月 1 日	②	平成 14 年	6 月 1 日	②
昭和 41 年	7 月 1 日	①	昭和 61 年	10 月 1 日	③	平成 16 年	6 月 1 日	②
昭和 43 年	7 月 1 日	①	昭和 63 年	6 月 1 日	②			

注) ①：卸売・小売業、飲食店 ②：卸売・小売業（平成 11、16 年は簡易調査） ③：一般飲食店

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

簡易調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も対象とする。しかし、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など有料施設内の事業所は調査の対象としない。

（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。）。なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業員がいる事業所は対象とする。

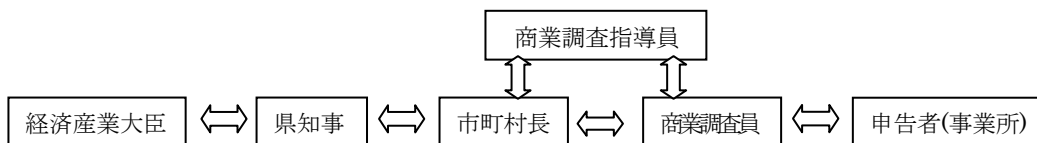
### (5) 調査の単位

商業を営んでいる事業所ごとに、その事業所を調査単位とする。同一の経営者が支店を持っている場合は、企業単位ではなく、本店・支店ごとに調査対象とする。

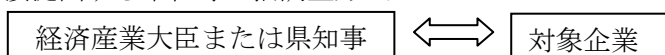
## (6) 調査の経路

商業統計調査の調査経路は以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

- ① 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



- ② 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は県へ直接提出する本社等一括調査方式



## (7) 調査事項

巻末の調査票（見本）のとおり（商業事業所はA欄及びB欄が記入対象）。

## 2 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所（一区画）を占めて有体的商品を購入して販売する事業所をいう（同一企業に属する他の事業所との間で、帳簿上商品の振替が行われるものを含む。）。

### (2) 従業者及び就業者

調査日現在で、その事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、法人及び団体の「有給役員」、「常用雇用者」（「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」）の計をいう。就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を加え、「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」（平成16年から調査）を除いたものをいう。

### (3) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

なお、この期間で算出することが困難な場合は、最寄りの決算日前1年間の販売額を用いている。

### (4) 売場面積

事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。

## 3 集計と編集

平成16年商業統計調査結果の各巻の編集は次のとおり。

名 称	主 な 内 容
平成16年商業統計調査結果報告 (平成18年3月公表)	産業分類別の従業者規模別等の階級別統計表 市区町村別の産業分類表
平成16年広島県の業態別小売業 (平成18年6月公表)	小売事業所の市区町村別・業態別統計表
平成16年広島県の商店街 (本調査報告書)	小売事業所の市区町村別・立地環境特性格別統計表 商業集積地区別統計表

#### 4 記号及び注記

- (1) この報告書の数値は、本県で独自に集計したものです。
- (2) 集計に用いた市町村区域は、調査日現在（平成16年6月1日）による。
- (3) 統計表中のXは、その数字に該当する事業所数が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。

なお、秘匿数字が推計できる場合には、事業所数が3以上でもXで秘匿した。

- (4) 記号の用法は、次のとおりとした。

「-」：実績数値のないもの      「0」、「0. 0」：四捨五入による単位未満のもの

「X」：数字を秘匿したもの      「▲」：マイナス

- (5) 調査結果の表上、広島市については、区の数値も掲載している。

- (6) この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県地域振興部地域振興対策局統計調査室商工統計グループ

〒730 - 8511 広島市中区基町10 - 52

電話 082 - 228 - 2111（内線2542）

082 - 513 - 2542（ダイヤル）

本書の内容については、広島県の統計ホームページ「広島の統計」に掲載しています。

（ホームページアドレス） <http://db1.pref.hiroshima.lg.jp>